

平成18年度

区政の基本方針説明 (要旨)

平成18年2月21日

1 はじめに

平成18年第一回定例会の開会にあたり、議会並びに区民の皆様に、区政の基本方針と施策の大綱について、所信の一端を申し上げます。

本定例会では、平成18年度一般会計予算案をはじめ、多くの議案をご審議いただきます。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は、鉄道における脱線事故や耐震強度の偽装事件、さらには子どもを狙った事件など、社会の安全・安心を脅かす事件が多発した一年でもありました。私は、改めて、社会の基礎を支える安全・安心への取り組みとそれに果たす行政の役割の重要性を再認識するとともに、今後も住民に最も近い自治体として区民の生命と財産を守るために迅速かつ的確な対応をしていかなければならないと気持ちを新たにしています。

さて、わが国は、今、かつて経験したことのない「人口減少社会」を迎えました。昨年12月末に、総務省が公表した2005年国勢調査の人口速報値によれば、日本の総人口が初めて減少したことが明らかになりました。

また、2007年以降、いわゆる団塊の世代が大量に定年退職を迎えます。団塊の世代の退職は社会的にも経済的にも大きな影響を与えます。

こうした社会構造の大きな変化を踏まえ、今後とも、社会や経済の活力を維持するためには、少子高齢社会に対応した制度設計を確実に行うとともに、人口増加と経済成長を前提とした、従来の社会の仕組みからの転換を図りつつ、

今後予想される施設や道路などの都市インフラの更新にも着実に応えていかなければなりません。それは、新宿区にとっても避けては通れない道です。

このような社会の変革期にあっては、今までの「まちづくり」のあり方についても見直し、新たな視点で組み立てていく必要があります。

私は、これからのまちづくりの理念は、安全・安心を基本に置き、「交流」・「創造」・「潤い」をキーワードに、人々の暮らしや活動の規模に見合ったヒューマンスケールの都市を目指していくことであると考えています。

こうした視点から見ると、住み、働き、学び、遊ぶ場が複合し、多様な文化に彩られた新宿のまちは、無限の可能性を秘めている「まち」でもあります。私は、この新宿のまちの持つ力を活かし、将来にわたって「持続可能な都市新宿」を区民の皆様とともに、創り上げていきたいと考えています。

こうした「まち」を創り上げていくためには、区民の自主的・意欲的な取り組みを支援し、地域の力を引き出していく試みが重要です。そのために、区は、地域の様々な力を結集し、住民に必要な行政サービスを、区自らの責任と判断により、自立的に選択できる能力と体力を身につけていく必要があります。このことから、分権化の推進は不可欠です。

しかしながら、国の三位一体改革では、国庫補助・負担金の削減等についてその本質的な論議が尽くされないまま、数字合わせや地方の負担への転嫁が行われるなど、地方分権の実現という本質的な趣旨からは不十分と言わざるを得ません。また、都区の役割分担や財源配分に関するいわゆる主要五課題をめぐるこの間の議論をみますと、現在の都区制度は大きな課題を抱えている、と考えざるを得ません。今後改めて、都区のあり方について抜本的に検討する必要

があると考えます。

私は住民自治と区の自治権の拡充という観点から、基礎自治体として区が自主的・自立的な行財政運営ができるように、国や東京都に対し働きかけるとともに、自治の能力と体力の向上に一層の努力をしてまいります。

一方、最近の経済状況をみますと、景気は緩やかに回復しており、企業部門の好調さが家計部門へと波及してきてはいますが、原油価格の高騰や三位一体改革による歳入構造の変化等について、未だ不透明な部分があるため、先々を楽観的に見通すことが難しい状況にあります。

このため、依然として景気の動向には十分に留意する必要がありますし、税制改正などが区民生活に及ぼす影響を考えますと、そうした影響を緩和していくことで区民の暮らしを支え守っていくことが必要であると考えています。

2 平成18年度の区政運営の基本認識

次に、平成18年度の区政運営にあたりましての基本的な認識について申し上げます。

来年は、区成立60周年、特別区制度が発足して60年目の記念すべき年です。この節目の年に備えて、私は、住民自治の更なる伸展を図る視点から、区の自治のあり方について、区民の皆様とともに考えていきたいと思っています。

現在、国の地方制度調査会では、道州制や大都市圏における広域行政のあり方などについての議論が進んでいます。また、都においては、道州制を含む広域的自治体のあり方や大都市制度のあり方について、平成18年内を目途に、

検討が進められています。

さらに、昨年の10月には、特別区制度調査会から「東京における新たな自治制度を目指して」と題する提言が示されています。

今、東京の自治のあり方が国・都・区のレベルで議論となる時代を迎えています。

こうした中、新宿区は、区民の皆様の参画を得て、新たな基本構想・基本計画の策定に向けて歩を進めています。

私は、こうした折に、区民をはじめ多くの皆様に広く呼びかけ、新宿区が基礎自治体として自立するための新しい自治のあり方について、活発な議論を行っていきたいと考えています。

今後の特別区のあり方を論じていくうえで、最も重要なことは、区民の視点からいかに住民自治の拡充を図るかということです。「自治の担い手は誰なのか」という、まさに自治のあり方そのものの原点を踏まえた議論を行っていくことが、今、求められています。

そうした議論を「新宿区民会議」や「地区協議会」などの場で積み重ねていくことにより、地域で誰もが安心して暮らしていくための仕組みやそれを担う主体について、区民の皆様の合意形成を図っていくことが大切です。

こうした試みが新宿のまちにおける多様な担い手を着実に育成し、区が目指す自治体像を明らかにしていくことに結びつくものと考えています。

3 区が目指す自治体像

このような認識のもと、私は、新宿区に新たな自治のあり方、すなわち、み

みんなでまちを担う仕組みを根付かせ、住民自治と区の自治権の拡充を目指してまいります。そして、その上に立って、将来にわたり「持続可能な都市新宿」を創り上げていくことが大切であると考えています。

自治を根付かせ、住民自治と区の自治権を拡充していくためには、第一に、自治を支える仕組みを始動させることです。

そのために、私は、「新宿区民会議」や「地区協議会」などの具体的な取り組みを通して、お互いが情報を共有し、交流していく段階から意見の合意形成を図っていく段階へと踏み出し、みんなでまちを担う仕組みづくりを積極的に推進していきたいと考えています。

第二に、自治を支える担い手の支援・育成を図ることです。自治を支える多様な主体による活動は、活発化してきてはいますが、区は必ずしもその力を十分に活かしているとはいえません。

区民の活動の自立性を損なわないよう配慮しつつ、多様な主体が活動、交流しやすいように、場を積極的に提供することが必要です。そして、活動に関する情報の公開や共有を促進していくことが重要です。

第三に、自治を支える権能の拡充を図ることです。地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体の権能を充実していくことが必要です。

そのためには、基礎自治体である新宿区の権限と責任を拡充し、国や都との適切な役割分担に基づいた、地方分権型の行政システムを構築しなければなりません。

私は、区民の皆様に最も身近な基礎自治体である新宿区が、地域の実情に応じて地域の課題を解決するという、地方分権の理念を実効性のあるものにしていくために、基礎自治体にふさわしい権限と責任を持って、豊かな地域社会を築いていきたいと考えます。

次に、将来にわたり「持続可能な都市新宿」を創り上げていくためには、生活者の視点に立ち、区民の生活や地域からの発想を活かしながら地域団体、NPO、事業者などの多様な主体と行政との協働によりまちづくりを進めていくことが大切です。

そして、新宿のまちが持つ強み、潜在的な力を最大限活かしながら、暮しやすいヒューマンスケールの都市を目指していきたいと考えています。

そのためには、第一に、「まちの個性」を活かすことです。

区民の皆様が、自分の地域に誇りを持って、永く住み続けたいと思えるようなまちにしていくためには、地域の自然や歴史、文化、景観などの地域資源を積極的に発見・発掘し、まちづくりに活かしていく必要があります。それはそのまちの歴史の記憶、遺伝子ともいえるものであると思いますが、そうした地域特性を活かすことで、自分のまちに愛着を持てるようにしていくことが大切です。

第二に、「まちの環境」を積極的に創造していくことです。

これからの都市は、環境と共生し、環境を創り上げていくまちでなくてはなりません。神田川、妙正寺川、外濠などの水辺や地形に根ざした崖線の緑、元大名屋敷跡の大規模公園など新宿区の持つ水辺や緑を活かし、都市のインフラ

として積極的に形づくっていく必要があります。

第三に、まちに支え合い助け合う「都市にふさわしいコミュニティ」を創ることです。都市生活者にとってのコミュニティは、地域に根ざしたコミュニティを基底に置いて、職場や趣味のサークル、子どもの学校や出身学校等、多様化、多層化したものとなっているのが特徴です。これからは、このような都市にふさわしいコミュニティを築くことで、お互いの多様性を認め合い、地域全体に支え合い助け合う顔の見える仕組みを創っていかなければなりません。

第四に、「まちに新たな活力とチャレンジ」を呼び込む仕組みを創ることで

す。
新宿の持つまちの魅力の一つは、賑わい・交流です。こうした魅力を活かすための仕組みを、新宿に暮らす区民の視点とともに、新宿を訪れる多くの人々の視点も取り入れながら、創り上げていく必要があります。

私は、新宿のまちが多くの人々の創意と工夫、情熱と誇りにより造られてきた歴史の重みに思いをはせ、区民の皆様とともに将来にわたり「持続可能な都市新宿」を創り上げていきたいと考えています。

4 4つの課題と主要施策の概要

それでは次に、平成18年度に取り組む主要施策を中心に、その概要を、第四次実施計画の4つの課題にそって申し上げます。

課題の一つ目は、『新しい時代を担う子どもの育成』です。

子ども時代をどのように過ごすかは、その後の青年期・壮年期・高齢期に大きな影響をもたらします。このため、昨年2月に策定した「新宿区次世代育成支援計画」は、乳幼児期から青年期までの期間を視野に入れた計画としています。本年度もこの計画に基づき、「子どもが自立していくまでの支援」を着実に進めてまいります。

まず、子育てしやすい環境づくりの一環として、子育ての経済的負担の軽減等を図るため、「新宿区児童手当」を創設し、区独自で、国の制度における児童手当の対象年齢を中学校3年生まで拡大してまいります。

次に、妊娠中からの育児支援を行う「はじめまして赤ちゃん応援事業」を開始します。妊婦を対象に、子育ての手法や子どもとの関わり方等を学ぶ場を設けるとともに、各保健センターでは沐浴人形を貸し出して、模擬体験できるようにしていきます。

また、少子高齢社会の到来を踏まえ、子育て支援を軸に、子ども、保護者、中高年者が幅広く交流することをコンセプトとした三世代交流事業を、西落合ことぶき館廃止後の施設を活用して実施してまいります。そのため、三世代交流の仕組みを検討するワークショップを地元で立上げ、様々な事業案を提案いただき、平成19年度以降の施設改修等に反映してまいります。さらに、新宿区で初めての幼保一元化施設として計画している、(仮称)四谷子ども園については、平成19年4月の開園に向け、準備を進めてまいります。

加えて、就学前のすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、新宿区における幼児教育のあり方を総合的に検討してまいります。

次に、平成19年度当初における保育園の入所待機児童の解消に向け、弾力化による受入れ枠の継続・拡大を図るとともに、中町保育園での幼保連携実施により、定員拡大を図ってまいります。また、新たに認証保育所2所の開設を支援してまいります。

さらに、西落合保育園と中町保育園で新たに1時間の延長保育を実施してまいります。

次に、急増する学童クラブの需要に対応するため、平成19年度の開設を目指し、戸山小学校内学童クラブの整備に着手いたします。また、高田馬場第二学童クラブの定員超過に対する緊急対策として、戸塚第二小学校の校舎の一部を活用して、本年夏休み明けの開始を目指し、学童クラブ事業を開始してまいります。これを機に、学童クラブや児童館など、放課後における児童の居場所のあり方について検討を進めてまいります。

次に、現在、社会の存立基盤である教育は、大きな岐路に立っています。教育はまさに人づくりです。それは、単に学校教育だけで行い得るものではありません。学校・家庭・地域社会がそれぞれのもつ役割を十分に発揮しつつ、緊密な連携を図る中で初めて成し得ることだと思えます。私は、本年度も、教育委員会とともに、学習・教育環境の一層の整備充実に努めてまいります。

まず、子どもに基礎・基本を確実に身につけさせ、学力の着実な定着を図る「確かな学力の育成」への取り組みを進めてまいります。少人数学習指導の推進を図るとともに、子どもの実態に応じたきめ細かな指導を行えるよう、区費の非常勤講師を「確かな学力推進員」として、小学校及び中学校全校に配置し

てまいります。また、教員の授業力の向上を図るとともに、小学校・中学校及び養護学校の夏休みを短縮して、年間の授業日数を5日間拡充してまいります。

次に、子どもたちにとってよりよい学習・教育環境をつくるため、西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合に取り組んでまいります。

心身障害教育については、中学校として初めて、落合第二中学校に通級指導による情緒障害学級を、4月に開設いたします。

また、子ども読書活動の一層の推進を図るため、本年5月には、中央図書館の2階を改修して、(仮称)「子ども図書館」を開設し、長期入院している子どもたちへの配本サービスや学校図書館とのネットワークを充実してまいります。

さらに、働く目的ややりたい仕事が見つけれず、就業活動や準備をしない「ニート」と呼ばれる若者の自立支援を推進します。NPOなど関係機関と協働して、(仮称)若者自立応援協議会を設立し、「(仮称)若者の自立応援プラン」の策定や若者への就労体験の機会提供、包括的な自立支援策の検討などを行ってまいります。

課題の二つ目は、『高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり』です。

長寿社会の到来により、長い高齢期をいかに健康に、元気で過ごすかは、個人にとっても社会にとっても大きな課題です。高齢者は21世紀の社会を支える大きな存在であり、高齢者の持つ豊かな知識と経験を地域の中でどう活かしていくことができるかが、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくた

めの鍵となります。

そのためには、高齢者の社会参加の促進を図ることが、喫緊の課題です。本年は、「高齢者社会参加システム協議会」からの答申を基に、高齢者が地域社会の中で豊富な経験や能力を活かしながら、気軽に社会参加できる仕組みづくりに取り組み、「高齢者が輝くまちづくり」を推進してまいります。

次に、本年2月に策定いたしました「新宿区高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」では、団塊の世代が65歳以上となる平成27年の高齢者像を視野に入れ、中長期的な目標設定を行うとともに、介護保険法の改正趣旨を踏まえた事業の見直しを行いました。

介護保険料基準額については、サービス利用者の増加などを反映し、引上げをいたしますが、低所得の方たちの負担に配慮し、区独自の軽減措置を導入してまいります。また、通所介護・通所リハビリテーションにおける新たな食費負担についても、負担の軽減を図ってまいります。

次に、今までの在宅介護支援センターの機能を拡充して、介護予防マネジメントや介護に関する相談窓口の中核的役割を担う「地域包括支援センター」を、区内10か所に整備してまいります。

さらに、介護する家族の病気やけがなど、緊急の場合にも対応できるよう、区内の有料老人ホームのベッドを年間を通して確保する「高齢者緊急ショートステイ事業」を開始します。

加えて、一人暮らし高齢者等が、退院直後やけがによる通院などから、一時的に家事援助が必要になったときに、短期的な家事援助サービスを提供する「回復支援家事援助サービス」を開始します。

また、介護が必要な場合に、住み慣れた地域での生活を24時間体制で支援するための「地域密着型サービス」として、通所、訪問、宿泊のサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護施設」を6所、認知症高齢者グループホームを2所、区内に民設民営方式で整備してまいります。加えて、平成20年3月開設に向けて身体障害者療護施設を併設した特別養護老人ホームを、百人町四丁目に民設民営方式で整備してまいります。

次に障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目的に、本年4月1日から障害者自立支援法が施行され、これまで障害の種別ごとにわかれていたサービスが一元的に提供されることになりました。本年は、障害者自立支援法に基づいた施策の推進のため、新たに「新宿区障害福祉計画」を策定します。

重度重複心身障害者グループホームについては、西新宿四丁目の区有地を貸付け、平成19年度の開設に向け、民設民営方式で整備してまいります。

また、チャレンジワークについては、自立支援法に基づく就労支援事業者への指定に向けた準備を充実し、障害者就労支援事業の強化を図ってまいります。

さらに、障害者の職場実習であるインターンシップの受入れ事業につきましては、受入れ職場を本庁舎内だけでなく、本庁舎以外の職場にも拡げ、事業の拡大を図ってまいります。

また、法の施行により、新たな利用者負担が生じる低所得者の方に対しては、ホームヘルプサービス等利用者負担などについて、緩和措置を講じてまいります。

加えて、今後は一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想される中、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を保ち、安心して暮らしていくための支援の一つとして、「成年後見制度推進機関」の設置に向けた検討に着手します。

次に、ホームレス問題についてですが、この問題は、ホームレスにとっても、また地域全体にとっても望ましいという解決策を考えていくことが重要です。この視点に立ち、平成18年度は、NPO等の民間団体への委託による「拠点相談事業」として、ホームレスや区民からの相談体制を充実するとともに、区内出張調査、自立困難要因の調査分析業務を実施してまいります。

課題の三つ目は、『安全で快適な文化の薫るまちづくり』です。

私たちの日々の生活の基本は「暮らしやすさ」にあります。暮らしやすい生活のためには、安全・安心という生活の最も基本的要素が充足されていなければなりません。

このためには、災害に対する備えを強化し、減災社会への取り組みを最優先課題として迅速かつ確実に推進していく必要があります。

まず、区有施設については、第一次避難所である小学校及び中学校の耐震補強工事は、基本的に平成18年度末までに完了させます。また、幼稚園などの第二次避難所やその他の区有施設についても、できる限り早期に耐震補強工事を行ってまいります。併せて、道路・公園の擁壁等についても危険箇所の点検・調査を行い、必要に応じて補修・改修工事を実施してまいります。

また、現在利用しているアナログ防災無線については、双方向の通話等ができるデジタル防災無線に更新するため、設計調査を行い、平成19年度に導入します。

さらに、災害時に地域の拠点となる各特別出張所に、応急活動のための必要な資機材等を整備するとともに、加賀町職員住宅を職員防災住宅に転用するための整備を行ってまいります。

加えて、携帯メールを活用した自動参集システムを導入するなど、職員応急態勢の整備を図ってまいります。また、区民が天気・河川情報を携帯電話からも入手できるように整備してまいります。

次に、民間建築物については、昭和56年以前に建設された木造住宅を対象として、危険度の高い地域等を重点に、新たに耐震補強工事費の一部助成を開始いたします。また、同じく旧耐震基準の非木造住宅建築物については、新たに耐震診断経費の助成を開始するとともに、がけの耐震調査やブロック塀除去工事に対する助成も行ってまいります。さらに、耐震補強工事にかかる住宅金融融資のあっ旋については、融資限度額や利子補給率を倍増するとともに、住宅金融公庫対象物件についても対象に含むこととします。

また、構造計算偽装事件に端を発した、区民の建築物に対する不安を解消するため、昭和56年以降に建設された新耐震基準のマンション等についても、新たに耐震診断経費を助成の対象に加えてまいります。

さらに、建築確認の事務にかかる構造計算業務体制の強化を図るとともに、「建築物構造の安全に関する相談会」を新たに開催してまいります。併せて、国に対しても、建築確認制度の見直しや被害住民に対する公的支援策の確実な実施等について、要望してまいります。

また、持ち家に居住する75歳以上の高齢者等を対象に、簡易型の火災報知器を給付する事業を新たに実施してまいります。

次に、アスベスト対策については、昨年、全区有施設及び私立幼稚園等の民間福祉施設について、アスベストの存否確認調査を実施いたしました。この結果、アスベストの除去工事等が必要とされた区有の14施設については、速や

かに除去工事等を行ってまいります。併せて、国に対して、調査費や対策費に対する国による負担等を、要望してまいります。

昨年暮れには通学途中を狙った児童殺害事件などが多発し、社会や地域の安全・安心に大きな不安を与えています。そのため、「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、本年度、重点地区や安全パトロール協力団体の拡大を図り、区民、事業者、区が連携協働し、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを、粘り強く、地域の皆様と一緒に推進してまいります。

歌舞伎町対策につきましては、クリーン作戦プロジェクトにつづき、地域活性化プロジェクトやまちづくりプロジェクトを立ち上げ、歌舞伎町からの文化の創造・発信が着実に進みつつあります。これに加え、「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」に、歌舞伎町版「家守事業」として、「歌舞伎町喜兵衛プロジェクト」を立ち上げました。本年度は、このプロジェクトの本格実施を目指すほか、歌舞伎町地区のまちづくりを進めるために、必要な検討を行ってまいります。併せて、周辺店舗との調和を無視し、過度に歓楽的な装いの風俗案内所の開設などに対しては、その規制を国や都へ要望しているところですが、引き続き粘り強く対応してまいります。

さらに、歩行者の安全をより確保するため、同地区の花道通りにおいて、歩道の拡幅整備を図ってまいります。これらの取り組みを通して、歌舞伎町を「新宿区の大衆文化の企画、製作、消費の拠点」としてふさわしいまちへと転換を図ってまいります。

次に、これからの都市は、環境と共生していくまちでなければなりません。

そのためには、「まちの環境」を積極的に創造していく必要があります。

本年度は、「新宿グリーンシンボルロードの整備」の一環として、新宿通りでの街路樹整備を行い、新宿のまちにふさわしい風格ある通りの整備を目指していきます。また、区役所本庁舎の壁面緑化や、区内のバス停の屋根の緑化を進めてまいります。次に、水辺の整備につきましては、河川空間を利用した「河川公園」を東京都及び豊島区と協力し、（仮称）戸塚地域センター裏に整備するための調査を行うとともに、河川改修に併せて「水と緑の散歩道」の整備を図ってまいります。

次に、甘泉園公園の整備のために寄付をされた方の意向を活かし、園路の改良など公園のバリアフリー化整備を行ってまいります。また、二つの公園で住民参加による公園整備を実施するとともに、落合中央公園には犬の広場を整備し、公園の新たな魅力を創出してまいります。

また、今後の自転車等の利用のあるべき姿を明確にするため、「自転車等駐車対策総合計画」を策定してまいります。併せて、新宿西口駅整理区画の整備など、放置自転車対策をさらに推進してまいります。

さらに、廃プラスチックについては、燃焼させることにより熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルの実施に備え、前提となる再生利用の拡充策として、ペットボトルをびん・缶の回収拠点においても回収できるようにしてまいります。

次に都市生活を魅力あるものにするためには、「まちの個性」を活かすことが大切です。新宿区の特性の大きなひとつは、多くの外国人が住み暮らす都市ということです。

私たちはこの特性を積極的に受け止め、多文化共生のまちづくりを進めてい

くことが大切です。本年度は、多文化共生プラザにおいて、地域住民や町会、商店会などが参加できる事業を企画するとともに、情報交換や団体紹介のできる場を提供することで、顔の見えるネットワークの構築を図ってまいります。

また、新宿のまちには、江戸時代の伝統文化をはじめ最先端技術を駆使したメディア文化まで、多種多様な文化が息づいています。こうした新宿のまちがもつ重層的で懐の深い魅力を発見し、その貴重な資源をまちづくりに活かしていくことで、新たに文化・観光という切り口から地域の活性化を図ってまいります。

まず、区内の文化財や自然、景観、産業、芸術、伝承などの文化的資源をわかりやすく紹介する「文化ガイド」を作成してまいります。また、新宿駅周辺地区については、歩行者用観光案内標識を設置するとともに、観光パンフレットを作成してまいります。さらに、8館目のミニ博物館として原町にあります法身寺の開館を予定しております。加えて、平成18年度は、新宿御苑が開園100周年を迎え、高遠町と区との友好都市提携も20周年を迎えるため、新宿御苑から新宿区の歴史や文化を発信する記念イベントを実施してまいります。

さらに、玉川上水を偲ぶ流れを創出するための方策について、近隣住民及び関係機関と協働して検討を進めてまいります。

一方、本年は夏目漱石がこの新宿の地で亡くなって90年、来年は生まれて140年にあたります。私は、この記念すべき年に、多くの皆様の協力を得て、郷土の偉人である夏目漱石について、新宿の地から発信していくことを検討してまいります。

次に、都市の魅力を高め、快適な都市生活を営むためには、優良な都市景観を守るとともに、いかにして美しい景観を創り上げ、後世に伝えていくかが重要です。

私は昨年、新たな景観計画に向けた基礎調査に着手いたしました。また、これからの都市景観のあり方と都市マスタープランについては、現在、「新宿区民会議」で検討されており、本年6月に提言をいただきます。私は、提言を踏まえ、都市計画審議会へ都市マスタープランの策定を、また併せて景観まちづくり審議会へ景観計画策定をそれぞれ諮問してまいります。

また、快適な都市を創るためには、地域で暮らす人々やそこで活動する事業者の参加と協力のもと、地域に根ざしたまちづくりを進めていくことが重要です。神楽坂地区では本多横丁の道路美装化工事に着手するとともに、四谷駅前地区、新宿6丁目西北地区など各地区で、地区計画策定に向けたまちづくり活動の支援を行ってまいります。

さらに、昨年策定した「新宿区交通バリアフリー基本構想」をより具現化するために、新宿駅周辺の特定事業者による事業計画の策定を支援するとともに、JR信濃町駅のエレベーター設置に対する助成を行ってまいります。

課題の四つ目は、『柔軟で多様な開かれた参画システムの構築』です。

昨年は「新宿区民会議」と「地区協議会」という二つの新たな区民組織が誕生しました。いずれも区民の主体性、自主性に基づくものであり、まさに「新宿区の自治」を形づくる、その礎になるものです。「新宿区民会議」からは、6月に新基本構想、新基本計画、新都市マスタープランへ盛り込むべき事項について提言をいただきます。また、「地区協議会」では、都市マスタープラン

の地域別のまちづくり方針について検討いただいております、8月にはまとめていただく予定です。

次に、NPO等との協働の環境づくりを一層推進するため、NPO等から事業提案を募集し、提案内容について「協働支援会議」の意見を踏まえながら、区とNPO等とが協議し、事業採択の可否を決定する「NPO協働事業提案制度」を立ち上げます。また、地域協働事業への支援として、協働に向けたコミュニティ活動を行う地域住民や主催団体が企画した自主事業に対して、採択した事業への助成を行う「公募制自主事業助成」の拡充を図ってまいります。

また、地域におけるコミュニティ活動の拠点として、平成19年度の開設に向け、区民参加型ミニ市場公募債を活用して（仮称）落合第二地域センターの工事を進めてまいります。また、（仮称）戸塚地域センターについては、平成21年度の開設に向け、建設準備会を中心に検討を進めてまいります。

さらに、区成立60周年を記念して区の歩みを区史として編さんするとともに、来年3月15日には、新宿区の伸展を祝賀する区成立60周年記念式典を実施いたします。また、基本構想審議会から答申をいただく2月には、「新しい自治の方向性」をテーマに「（仮称）区政60周年記念シンポジウム」を開催いたします。

以上、4つの課題とその関連施策を中心に申し上げましたが、併せて、それ以外の施策の概要について申し上げます。

まず、男女共同参画についてですが、男女共同参画を推進するために、身につけて欲しい考え方や知識、情報を冊子にまとめ、小学校高学年の児童に学習の教材として配布し、授業での活用を図ってまいります。また、現在の「新宿区男女平等推進計画」が平成19年度で終了するため、新たな推進計画の策定に取り組んでまいります。

また、商工施策についてですが、これからの産業施策を構築するための基礎資料とするために「産業実態調査」を実施いたします。調査報告を踏まえ、平成19年度に新たな「産業振興施策」を構築してまいります。さらに、商店街が実施するイベント等への助成を行う「商店街にぎわい創出支援事業」の拡充を図ってまいります。加えて、区内中小企業者のIT化を支援するため、情報技術活用促進資金融資を開始いたします。

さらに、近年とみに増加している悪質商法に対し、ホームヘルパーや民生委員、地域見守り協力員など高齢者を身近なところでサポートする人々の連携により、被害の早期発見と消費生活センターへの通報体制など、被害防止のネットワークを構築してまいります。併せて、被害の未然防止のため、悪質商法に関する情報提供など高齢者等に対する普及啓発の強化を図ってまいります。

次に、地球温暖化対策については、平成17年度に策定した「新宿区省エネルギー環境指針」を環境基本計画に反映させるとともに、環境学習情報センターとの連携を図りながら、施策を推進してまいります。

また、情報保護に向けた安全対策については、平成18年度から、客観性、

専門性、公正性を保つため、専門家による外部監査を実施し、情報セキュリティ対策の評価、見直しを行い、情報管理体制の安全性を向上してまいります。

さらに、本年4月には、通報者の保護と企業の法令遵守を図るため、公益通報者保護法が施行されます。当区におきましても、公務の公正な遂行と区民の公務に対する信頼の確保を図るため、新たな条例「（仮称）新宿区職員等の行動規準及び責務等に関する条例」及び「（仮称）新宿区公益保護のための通報に関する条例」の制定を検討してまいります。

次に、区の窓口サービスと利便性の向上を図るため、本年5月から軽自動車税、6月から国民健康保険料、10月から介護保険料を、コンビニで納めることができるようになります。

また、図書館サービスの拡充を図るため、本年度から年末年始を除く全祝日の開館を実施してまいります。

最後に、区民の暮らしを支えるという観点から、住民税の定率減税縮減等により生じる区民負担について、主に低所得の区民の方に対する影響緩和措置を導入してまいります。税制改正で新たに課税された方については、成人健康診査やがん検診、紙おむつ購入の自己負担額を免除するとともに区営住宅の使用料や私立幼稚園の保護者負担についても緩和措置を図ってまいります。

5 施策の推進体制

ここで、これまで述べてまいりました施策を実現していくための推進体制に

ついて申し上げます。

少子高齢社会の進展や人口減少社会の到来など社会の仕組みが大きく変化していく中で、引続き区民サービスの向上を図るとともに、新たな課題に積極的かつ的確に対応していくためには、なお一層、行財政改革に努めていくことが不可欠です。

行財政改革については、先に策定した「第二次行財政改革計画」に基づき、着実に推進してきたところですが、平成18年度におきましても、これまでの成果を活かしつつ、「行政の体質改善」と「公共サービスのあり方の見直し」の2つを基本的な視点として、引き続き効果的・効率的な行財政運営に取り組んでまいります。

「行政の体質改善」では、行政の体質改善を目指し、職員自らがコスト意識をもって事業をマネジメントし、行政運営における「計画 - 実施 - 評価 - 見直し」といったサイクルを確立させるため、行政評価制度をさらに改善し、充実していきます。そのため、事業別行政コスト計算書の持つ発生主義や「隠れたコスト」の考え方を行政評価制度に組入れ、充実させることにより、より多くの職員がコスト意識を持って事業をマネジメントしていく仕組みとしていくことを検討していきます。

また、職員の政策形成能力の向上と意識改革を図るために、職員のライフステージに応じた職員研修を充実させるなど、引き続き職員の人材育成を図っていきます。

さらに、今後、団塊の世代を中心とする職員の大量退職を契機に、限られた経営資源を最大限に活かした効果的・効率的な区政運営に努めるとともに職員定数の適正な管理を行ってまいります。

次に、「公共サービスのあり方の見直し」についてです。近年、福祉やまちづくりなどに関心がある区民やNPO、企業など多様な主体が公共サービスに積極的に関わり、民間分野の活動領域が大きく広がっています。

これに伴い、行政に求められる役割も、社会のセーフティネットとしての役割に加え、多様な主体に対する支援や育成などサービスのコーディネーターとしての役割も求められています。公共サービスを提供するにあたっては、絶えず、そのあり方を検証し、多様な主体の持つ知識や経験・発想を公共サービスに活かす仕組みを築くことで地域の活力を高めていくことが必要であると考えています。

また、区有施設のあり方については、既存施設をより効果的・効率的に活用するための方策を引き続き検討するとともに、今後、予想される施設の更新需要を踏まえ、新たな区民ニーズへの対応と経費の縮減の2つの視点を基本に、見直しを進めていきます。

また、外郭団体については、指定管理者制度の導入等により、各団体を取巻く経営環境が大きく変化している中で、第二次行財政改革計画に基づき策定した経営改善計画や人事給与制度の見直し等により、透明性の高い経営を進めるとともに、団体の自主性・自立性を高めるための経営改革を着実に進めてまいります。

以上申し上げた考え方と併せて、「現場・現実の重視」、「区政の透明性の向上」、「協働の推進」という区政運営の基本を踏まえ、限られた資源を効果的かつ重点的に投入することにより、分権時代にふさわしい区政運営を推進し

ていく決意でございます。

6 予算の概要について

次に、今まで述べてまいりました施策を推進していくための予算の概要について申し上げます。

平成18年度の政府一般会計予算案は、従来の歳出改革路線の堅持、強化を掲げ、対前年度比3.0%減の総額79兆6,860億円で、平成10年度以来8年ぶりに、80兆円を下回る規模となりました。

一方、東京都の平成18年度一般会計予算案は「財政構造改革の足取りを確かなものとし、東京のさらなる発展を目指す予算」と位置づけ、対前年度比5.4%増の6兆1,720億円で、平成13年度以来5年ぶりに6兆円を超える規模となりました。

そして、新宿区の平成18年度一般会計予算案は、「総合力の向上と、現下の区政課題に果敢に挑戦する」予算と位置づけ、前年度に引き続き第四次実施計画で掲げる4つの課題を中心とした施策の重点化に加え、特に、緊急性や必要性の高い分野として、「少子高齢社会への的確な対応」、「減災社会づくりの推進」、そして、「税制改正などが区民生活に与える影響」の3点に着目し、新規事業の実施や事業実施年次の前倒し等、即応性を持って、積極的に取り組むことを主眼として編成しました。

その結果、予算の規模は1,110億円で、前年度に比べ43億円、4.1%の増となり、前年度分から減税補てん債の借換え分9億円を除いた実質規模比較では52億円、4.9%の増となっています。

平成18年度では、景気回復と税制改正の影響などによる特別区税等の一般財源の伸びと行財政改革計画等の成果により、平成元年度以来17年ぶりに財源不足を払拭した予算となりました。

今後とも、歳入の確保や効率的な予算の執行などを通して、将来にわたり持続可能な財政運営を目指してまいります。

7 おわりに

本年は、区長に就任して以来、4年目を迎え、私にとって総決算の年になります。

私は、改めて、区政に寄せる区民の皆様からの期待の大きさを強く自覚するとともに、新宿区の更なる発展のため、常に区民の視点、生活者の視点から区政の課題を捉え、「区民とともに」区政運営にあたってまいります。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

注 本文は口述筆記ではありませんので、
表現その他に若干の変更があることが
あります。

この印刷物は、庁内印刷により作成しています。

印刷物作成番号
2005 - 18 - 2101

平成18年度

区政の基本方針説明（要旨）

平成18年2月 作成

新宿区企画政策部企画政策課

地球環境保全推進のため、古紙含有率100%再生紙を使用しています。